

富士見高原医療福祉センター 「臨床研究管理室」

室 長 丸山昌孝 薬剤部長

事務局 人事課内（担当：島津 人事課長）

【業 務】

1. 富士見高原医療福祉センター全職員の臨床研究に関する倫理や社会的規範に関する基礎知識を学習する企画を行う（隔年程度）。
2. 同センターの臨床にかかわるすべての臨床研究（アンケート調査、症例報告なども含む臨床研究）発表を演題応募の時点までに把握する。
3. 臨床研究発表の概要を全職員から収集する手段（メールなどの院内ランまたは紙文書）を事務局に構築させる。
4. 上記臨床研究に関する倫理審査の遂行（審査不要、迅速審査のみ、本審査）を行う。
5. 同センター職員を対象とした研究及び組織運営に関わる研究の審査については、事前「職場運営委員会」に諮る。但し同センター内でのみ成果報告を行う研究については対象外とする。
6. 臨床研究倫理審査委員会（本審査）開催にあたっては外部委員への依頼も含め日程調整を（事務局を介して）行う。
7. 治療介入研究のように事前の倫理審査を必要とする臨床研究に関しては研究計画当事者から計画時に申請を受け、必要な審査を計画する。
8. 倫理審査申請のあったすべての臨床研究発表について、各当該事業部の管理責任者に報告する。
9. 臨床研究管理室は統括院長の管理下におき、学会や研究会に応募した組織内での臨床研究発表はすべて統括院長に報告する。

附則

1. この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から改定施行する。
3. この規定は、平成 29 年 10 月 17 日から改定施行する。